

平成31年度個人町県民税額通知書を発送します

(町民税務課)

平成31年度の個人町県民税(住民税)は、平成30年中の所得をもとに課税されます。

特別徴収(給与天引き)の方は、5月中旬に勤務先へ税額決定通知書を発送します。また、普通徴収(各自で納付)、年金特徴(年金天引き)の方は6月中旬に税額決定・納税通知書を送付します。

◎平成31年度の町県民税証明書の交付について

個人町県民税の所得証明書や課税証明書、非課税証明書などの交付開始日は次のとおりです。

No.	対象	開始日
①	個人町県民税が全額給与から差し引かれる方	5/20(月)
②	①に扶養されている方 ※収入がある方などは、6/14(金)になる場合があります。	6/14(金)
③	①、②以外の方(各自で納付される方、年金から差し引かれる方など)	6/14(金)

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966(直通)

軽自動車税の納付と減免の申請について

(町民税務課)

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

納税通知書が届きましたら、納期限5月31日(金)までに納付してください。納付後は、納税証明書と車検証を必ず一緒に保管してください。

納税通知書の印刷の都合上、新元号発表後にも関わらず、2019年度に限り平成31年度表記での発送となりますが、新元号に読み替えて有効なものとして取り扱えますのでご了承ください。

心身に障害のある方が所有する軽自動車または心身に障害のある方と生計を共にしている方が所有する軽自動車で、一定の条件に該当する場合は、納期限である5月31日(金)までに申請することで、軽自動車税が減免されます。

なお、自動車税の減免申請との併用はできませんので、ご注意ください。

○減免申請時に持参するもの

障害者手帳、運転免許証
納税通知書、納税義務者の個人番号カード又は通知カード、納税義務者の身元確認書類、印鑑

※減免申請書は町民税務課④窓口にあります。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966(直通)

小型特殊自動車登録のお願い

(町民税務課)

乗用装置のあるトラクター・コンバイン・田植機などや、小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどには、軽自動車税が課税されます。

これらの車両を所有している方は、軽自動車税の申告をしてナンバープレートの交付を受けてください。

軽自動車税は、所有していることに基つて課税されますので、公道走行の有無とは関係ありません。

○登録に必要なもの

・所有者の印鑑
・販売証明書(車台番号、メーカー名、排気量の記載があるもの)

※譲り受けた車両など販売証明書がない場合は、お問い合わせください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966(直通)

倒産・解雇等により離職された方の国民健康保険税が軽減されます

(町民税務課)

会社の倒産や解雇等により離職された方は、国民健康保険税が軽減されます。この軽減を受けるためには、次のとおり申請が必要となります。

○対象者

①雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇等による離職)
②雇用保険の特定理由離職者(雇止めなどによる離職)として失業給付を受ける方

○申請方法

公共職業安定所(ハローワーク)で発行する雇用保険受給者証を持参のうえ、町民税務課②窓口へ申請してください。

※離職日によつて軽減される期間が異なりますので、申請の際に確認ください。なお、すでに申請されている方は、新たに申請される必要はありません。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965(直通)

産前産後期間の国民年金保険料免除について

(町民税務課)

平成31年4月から産前産後期間の国民年金保険料免除が届け出を行えば免除されるようになりました。

産前産後期間として認められ免除された期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

○免除期間

出産予定日又は出産日が属する月の前の月から4カ月間

○対象者

国民年金第1号被保険者

○届け出期間

出産予定日の6カ月前から(出産後の届け出もできます)

○届け出に必要なもの

・年金手帳又は本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)、印鑑、母子健康手帳(出産後の届け出の場合は不要)

○お問い合わせ

下館年金事務所
☎0296(25)0829
町民税務課 町民G
☎(84)1965(直通)